

事前評価調書(案)

I 事業概要					
事業名	農業農村整備事業(経営体育成基盤整備事業)				
地区名	なかねしんでん 中根新田地区				
事業箇所	西尾市中根町、巨海町、刈宿町				
事業のあらまし	<p>本地区は西尾市の西部に位置し、一級河川矢作川河口部に広がる水田地帯であり、水稻を中心とし、小麦・大豆を組み合わせた営農が展開されている。</p> <p>本地区の農地は昭和30年代に整備されているが、区画は約20aと小さく、末端の用排兼用水路は老朽化により水管理に多大な労力を要している。</p> <p>このため、区画整理と用排水路整備を一体的に実施することにより、生産性の高い優良農地を確保するとともに、担い手への農地集積集団化を推進し、本地域の農業経営の改善と安定を図る。</p>				
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>(1) 農地集積集団化の推進 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化 (現況) 60.3% ⇒ (目標) 90.0%</p> <p>(2) 農業の生産性の向上 事業完了後5年以内に生産コスト20%以上削減 生産コスト(営農経費)の削減率 (目標) 56% ≥ 20%</p> <p>【副次目標】 なし</p>				
事業費	事業費		内訳		
	19.2億円		■工事費 16.4億円、■用補費 0.2億円、■その他 2.6億円		
事業期間	採択予定年度	平成31年度	着工予定年度	平成32年度	完成予定年度 平成36年度
事業内容	区画整理 75.5ha(整地工75.5ha、用水路工12.0km、排水路工9.9km)				
II 評価					
①事業の必要性	1) 必要性	本地区では、自作農家の高齢化等により、担い手農家への農地集積が進んでいるものの、区画が10aから20aと狭小で作業効率が低く、老朽化した用排兼用水路での水管理に多大な労力を要していることから、担い手農家が安定的な営農を継続できる生産基盤整備が必要である。			
	判定	A	A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。		
		【理由】 将来的に安定的な営農を継続していくためには、生産基盤を整備し、担い手農家へ、より一層の農地集積を促進し、効率的な営農を実現する必要がある。			

②事業の効果

1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】

区分		事前評価時 (基準年: H30)	備考
費用 (億円)	事業費	15.0	
	その他費用(注)	11.8	
	合計(C)	26.8	
効果 (億円)	作物生産効果	20.1	
	品質向上効果	0.6	
	営農経費節減効果	9.8	
	維持管理費節減効果	△ 0.4	
	耕作放棄地防止効果	0.0	
	合計(B)	30.1	
	(参考)算定要因		
	水田作付面積(ha)	71.8	
	畑作付面積(ha)	0.7	
費用対効果分析結果(B/C)		1.12	

※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したものである。

注) その他費用の内訳

①当該施設

再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格

②当該施設と一体的に効用を発揮する関連施設(国営新矢作川用水地区等)

関連事業費+再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格

※評価期間: 46年(当該事業の工事期間6年+40年)

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】

「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」(平成27年9月)による。

2) 貨幣価値化困難な効果

該当なし

判定

A

A: 十分な事業効果が期待できる。

B: 十分な事業効果が期待できない。

【理由】

費用対効果分析結果から十分な効果が期待できる。

③事業の実効性

1) 事業計画

		H31	H32	H33	H34	H35	H36	
工種 区分	調査・設計	←					→	
	用地補償		←				→	
	工事							
	・整地工		←				→	
	・用水路工		←				→	
	・排水路工		←				→	
事業費(億円)		16.2					3.0	

2) 地元の合意形成

土地改良法に基づく事業であり、地元の合意形成は図られている。

	3) 環境への影響	<p>保全すべき生物が減少する非かんがい期に施工するとともに、保全対象の生物を発見した場合は、整備範囲外に移動させる。</p> <p>工事に際しては濁水の流出対策を実施し、下流域への影響を軽減する。</p> <p>生息環境への配慮として、低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械の使用等の対策を実施する。</p>	
	判定	A	<p>A：事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B：事業計画の実効性が期待できない。</p>
		<p>【理由】</p> <p>地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。</p>	
④事業手法の妥当性	1) 代替案の比較検討結果	<p>経営規模拡大の支障となっている狭小な区画を解消するための区画拡大・整形に加え、老朽化した用排水路を更新する手法は、各対策を個別に実施する手法と比較して、経済的かつ効率的であり、最も妥当である。</p>	
	判定	A	<p>A：手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。</p> <p>B：手段には代替性があり、改善の余地がある。</p>
		<p>【理由】</p> <p>経済性、現地状況等から、最も妥当な事業計画である。</p>	
Ⅲ 対応方針（案）			
事業実施が妥当である。	<p>事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。</p> <p>事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。</p>		
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容			
<p>■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/>対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手農家への農地集団化率 ・営農状況 			
Ⅴ 事業評価監視委員会の意見			
Ⅵ 対応方針			